

改正 平成17年4月公安委員会規程第5号

広島県公安委員会の苦情の処理に関する規程を次のように定める。

広島県公安委員会の苦情の処理に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、警察法（昭和29年法律第162号。以下「法」という。）第79条第1項の規定により、広島県警察職員（以下「警察職員」という。）の職務の執行について広島県公安委員会（以下「委員会」という。）に対して申出のあった苦情の処理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「苦情」とは、次に掲げる不服又は不平不満をいう。

- (1) 警察職員が職務執行において違法、不当な行為をしたり、なすべきことをしなかったことにより何らかの不利益を受けたとして個別具体的にその是正を求める不服
- (2) 警察職員の不適切な執務の態様に対する不平不満

(苦情申出書の受付等)

第3条 苦情の申出の手続に関する規則（平成13年国家公安委員会規則第11号）第2条の苦情申出書は、広島県警察本部（以下「本部」という。）及び広島県内の警察署において受け付けるものとする。

2 苦情申出書を受け付けたときは、広島県警察本部長（以下「本部長」という。）に報告するとともに、当該苦情申出書を速やかに送付するものとする。

3 申出のあった苦情については、別記様式の苦情処理票により、法第79条第2項の規定による処理結果の通知等当該苦情の処理を終えるまでの間、その経過を明らかにするものとする。

(事務担当)

第4条 苦情の処理に関する次の各号の事務は、本部において行う。

- (1) 本部長との間における文書の処理
- (2) 苦情申出書の受理、整理及び補正の請求並びに委員会への受理報告
- (3) 苦情の申出者への処理結果の通知
- (4) 苦情処理票の作成及び管理
- (5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項

(苦情の事実調査及び報告)

第5条 委員会は、苦情申出書の受理報告を受けた場合は、本部長に対し、当該苦情申出書の写しを送付して、当該苦情に係る事実の調査を行わせるものとする。ただし、本部長は、当該苦情が定型処理その他迅速な処理が可能であるときは、委員会への受理報告の前に事実の調査をし、又はその結果を踏まえた措置をとることができる。

2 本部長は、前項の調査を警察職員に行わせることができる。

3 本部長は、第1項の調査を終えたとき又はその結果を踏まえた措置をとったときは、委員会に対して、文書により報告するものとする。この場合において、本部長は、当該調査又は措置を主管した警察職員に説明させることができる。

(苦情の処理結果の通知)

第6条 法第79条第2項の規定による苦情の申出者に対する処理結果の通知は、郵送又は手交による。

(委任)

第7条 この規程を実施するために必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この公安委員会規程は、平成13年6月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日公安委員会規程第5号）

この公安委員会規程は、平成17年4月1日から施行する。

別記様式

(第3条関係)

(表)

苦 情 処 理 票

委員長	委員	委員	委員	委員

平成	受理番号第	号
年	整理番号第	号

受理年月日	平成 年 月 日	受理者	所属階級(職名)氏名	印
受付年月日	平成 年 月 日	受付所		
申出者又は代表者	氏名住所 [通知が連絡先の場合] 名称住所		電話 ()	電話 ()
申出の方法	<input type="checkbox"/> 来訪 <input type="checkbox"/> その他		<input type="checkbox"/> 郵送	
申出の旨				
申出の適否	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適			
	法定の要件	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 規則に定める申出手続 ○ 第1項関係 申出者の署名又は押印 1号関係 申出者の氏名、住所及び電話番号 2号関係 連絡先(住所以外の場合)の名称、住所及び電話番号 3号関係 職務執行の日時及び場所 職務執行に係る警察職員の執務の態様その他の事案の概要 4号関係 申出者が受けた具体的な不利益の内容 職務執行に係る警察職員の執務の態様に対する不満の内容 ○ 第2項関係 代表者の署名又は押印 申出者(全員)の氏名及び住所並びに代表者の電話番号		
		<input type="checkbox"/> ^{かし} 瑕疵事項とその内容		
補正の要否	<input type="checkbox"/> 必要 (理由) <input type="checkbox"/> 不要 (理由)			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

